

2025年11月20日

野村証券株式会社

フード&アグリビジネス・コンサルティング部

アドバイザー 石井 良一

(TEL:03-3281-0780)

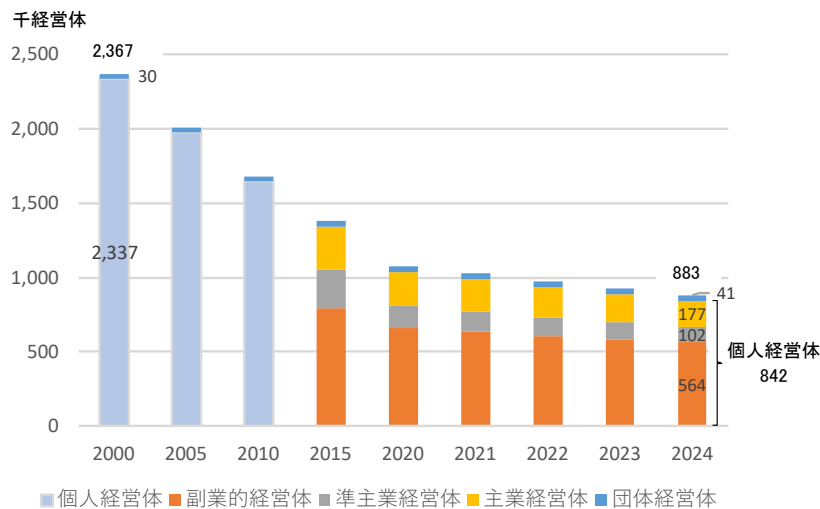
### 農業の担い手の変化から考える農政改革への期待

#### はじめに

近年、急速に農業経営体数が減少している。2000年には237万経営体あったのが、2024年には88万経営体と約6割減となった。我が国では農業経営体の大部分は個人経営体、すなわち家族農家であり、個人経営体が雪崩を打つように減少しているのである。また、2024年度現在、個人経営体は84万経営体あるが、その約8割が準主業経営体及び副業的経営体<sup>1</sup>である。新食料・農業・農村基本法では、食料安全保障の確保を重視しているが、担い手の状況は心許ない状況であり、担い手をどう確保、育成するかは大きな課題である。

本稿は、2035年の担い手の状況を俯瞰し、中核的経営体の育成にあたっての農政の期待する方向性を提示するものである。

図表 1 農業経営体数の推移



(出所) 農林水産省「農業構造動態調査」等より、野村証券フード&アグリビジネス・コンサルティング部作成

<sup>1</sup> 準主業経営体: 農外所得が主(世帯所得の50%未満が農業所得)で、1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体、すなわち、いわゆる兼業農家。

副業的経営体: 1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体、すなわち、自給的農家。

## 第1章 2035年の農業の担い手の趨勢的推計

2021年から2024年の農林水産省「農業構造動態調査」の変化を基に、個人経営体、団体経営体ごとに、2030年及び2035年の担い手の状況を推計することとする。<sup>2</sup>

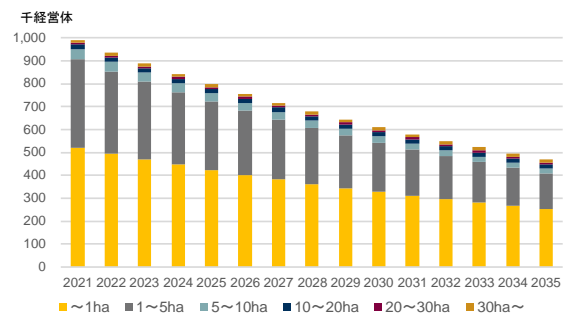
### 1. 個人経営体の趨勢的推計

#### (1) 経営耕地面積規模別個人経営体数

これから10年後の2035年には、個人経営体数は2024年現在の84万経営体が47万経営体に大きく減少する。経営耕地面積10ha未満の小規模経営体は大きく減少する一方で、20ha以上の経営体は微増する。個人経営体による経営耕地面積は、2024年現在の214万haから2035年には164万haと大きく減少する。

図表2 経営耕地面積規模別個人経営体数の推計(単位:千経営体)

	2021	2022	2023	2024	2025	2030	2035
～1ha	522	495	469	447	425	328	253
1～5ha	384	358	340	317	297	215	156
5～10ha	45	43	40	38	36	28	21
10～20ha	22	21	21	21	20	19	18
20～30ha	8	7	7	8	8	8	9
30ha～	11	12	12	12	12	14	15
計	991	935	889	842	798	612	472
耕地面積(千ha)	2,409	2,287	2,219	2,135	2,076	1,815	1,639
平均耕地面積(ha)	2	2	3	3	3	3	4



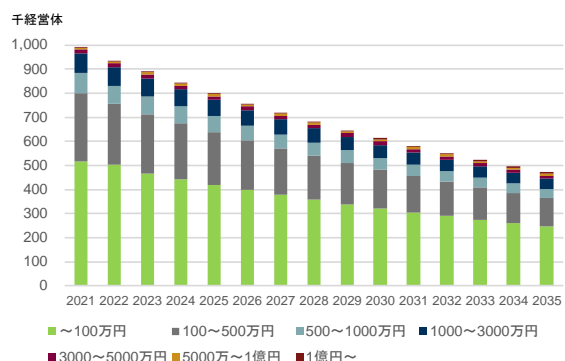
(出所)農林水産省「農業構造動態調査」等より、野村證券フード&アグリビジネス・コンサルティング部作成

#### (2) 売上規模別個人経営体数

売上規模1,000万円未満の小規模経営体は大きく減少する一方で、数は少ないものの売上規模1億円以上の経営体は増加する。

図表3 売上規模別個人経営体数の推計(単位:千経営体)

	2021	2022	2023	2024	2025	2030	2035
～100万円	517	503	467	441	418	321	247
100～500万円	283	253	244	234	219	160	117
500～1000万円	85	76	76	71	67	50	37
1000～3000万円	79	76	74	70	67	54	44
3000～5000万円	17	17	16	16	15	14	13
5000万～1億円	9	9	10	9	9	8	8
1億円～	2	3	3	3	3	5	7
計	991	935	889	842	798	612	472
平均売上額(万円)	491	505	529	528	543	639	794



(出所)農林水産省「農業構造動態調査」等より、野村證券フード&アグリビジネス・コンサルティング部作成

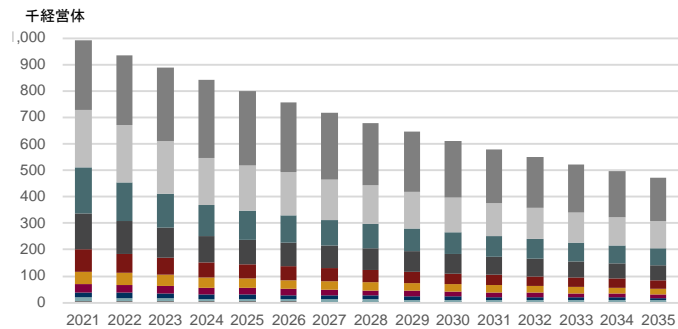
<sup>2</sup> 推計は単純に2021年から2024年の推移を単純に将来に延伸することで行った。厳密な推計ではなく、参考値として見てほしい。

(3) 年齢階級別個人経営体数

どの年齢階級でも大きく減少していくことが想定される。

図表 4 年齢階級別個人経営体数の推計(単位:千経営体)

	2021	2022	2023	2024	2025	2030	2035
～29歳	2	2	2	1	1	1	1
30～34	5	4	4	3	3	2	2
35～39	12	11	11	10	9	7	5
40～44	20	19	18	18	17	13	10
45～49	31	30	29	25	24	18	14
50～54	46	46	42	38	36	27	21
55～59	85	72	66	57	54	42	32
60～64	137	124	111	100	95	72	56
65～69	173	146	131	115	109	83	64
70～74	216	216	199	181	171	131	101
75歳～	265	264	277	295	279	214	165
計	991	935	889	842	798	612	472
～74歳	727	671	612	548	519	398	307
平均年齢	68	68	69	69	68	68	68



(出所) 農林水産省「農業構造動態調査」等より、野村証券フード&アグリビジネス・コンサルティング部作成

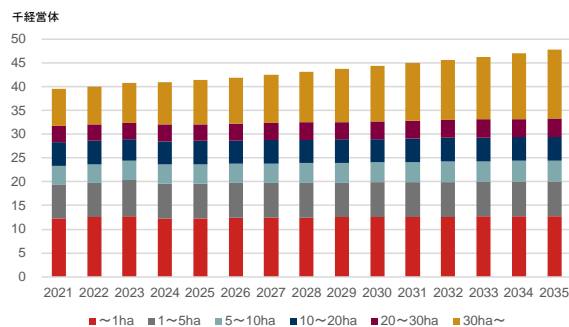
2. 団体経営体の趨勢的推計

(1) 経営耕地面積規模別団体経営体数

個人経営体の大幅な減少に対して、団体経営体(法人、農事組合法人等)は今後 10 年間で大きな増加が見込まれる。特に、30ha 以上の大規模経営体は、2024 年の約 9 千経営体から 2035 年には 14 千経営体に増加する。

図表 5 経営耕地面積規模別団体経営体数の推計(単位:千経営体)

	2021	2022	2023	2024	2025	2030	2035
～1ha	12	13	13	12	12	12	13
1～5ha	7	7	8	7	7	7	7
5～10ha	4	4	4	4	4	4	4
10～20ha	5	5	5	5	5	5	5
20～30ha	3	3	3	4	4	4	4
30ha～	8	8	8	9	9	12	14
計	40	41	41	41	42	44	47
耕地面積(千ha)	802	891	923	1,001	1,060	1,266	1,509
平均耕地面積(ha)	20	22	23	24	26	29	32



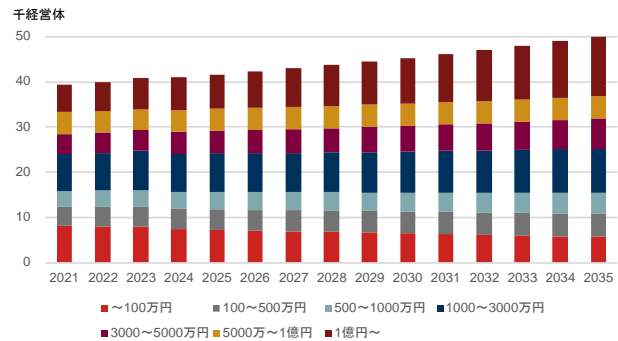
(出所) 農林水産省「農業構造動態調査」等より、野村証券フード&アグリビジネス・コンサルティング部作成

(2) 売上規模別団体経営体数

売上規模 1 億円以上の経営体は 2024 年の 7 千経営体から 2035 年には 12 千経営体へと増加する。この結果、平均売上高は 2024 年の約 4,500 万円から 2035 年には約 5,700 万円と増加する。

図表 6 売上規模別団体経営体数の推計(単位:千経営体)

	2021	2022	2023	2024	2025	2030	2035
～100万円	8	8	8	8	7	6	5
100～500万円	4	4	4	4	4	5	5
500～1000万円	4	4	4	4	4	4	4
1000～3000万円	8	8	9	8	8	9	9
3000～5000万円	4	4	5	5	5	6	6
5000万～1億円	5	5	5	5	5	5	5
1億円～	6	6	7	7	8	10	12
計	40	40	41	41	42	44	47
平均売上額	4,208	4,269	4,375	4,514	4,547	5,153	5,731



(出所)農林水産省「農業構造動態調査」等より、野村証券フード&アグリビジネス・コンサルティング部作成

(3) 我が国の経営耕地面積の趨勢的推計

農業の担い手の構造変化は我が国の農業構造、農業基盤を大きく変化させることとなる。個人経営体は2035年には現在の半数近くになり、その経営耕地面積は2024年の214万haから2035年には164万haと減少することが想定される。個人経営体の減少の動きはその後も続くこととなろう。

個人経営体の減少を補うのは、団体経営体の増加である。団体経営体の経営耕地面積は2024年の100万haから2035年には151万haと個人経営体に匹敵する規模になることが予想される。

団体経営体あたりの平均経営耕地面積が順調に拡大することができれば、我が国全体では2030年までの経営耕地面積の減少に歯止めがかかり、2035年には増加に転じ、現状維持が可能となる可能性がある。

図表 7 我が国の経営耕地面積の推計

種別	項目	2021	2022	2023	2024	2025	2030	2035
個人経営体	経営体数(千経営体)	991	935	889	842	798	612	472
	経営耕地面積(千ha)	2,409	2,287	2,219	2,135	2,076	1,815	1,639
	平均経営耕地面積(ha)	2	2	2	3	3	3	4
団体経営体	経営体数(千経営体)	40	40	41	41	42	44	47
	経営耕地面積(千ha)	802	891	923	1,001	1,060	1,266	1,509
	平均経営耕地面積(ha)	20	22	23	24	26	29	32
合計	経営体数(千経営体)	1,031	975	929	883	840	656	519
	経営耕地面積(千ha)	3,212	3,178	3,141	3,135	3,136	3,081	3,148
	平均経営耕地面積(ha)	3	3	3	4	4	5	6

(出所)農林水産省「農業構造動態調査」等より野村証券フード&アグリビジネス・コンサルティング部作成

## 第2章 担い手の変化から見た我が国の農業の課題

今後10年間の担い手の趨勢的变化は、①個人経営体、特に小規模経営体の大規模な離農、②個人、団体を問わず売上高1億円以上の経営体の顕在化である。2024年現在の個人経営体の経営者の平均年齢が69歳(図表4参照)であることから、今後10年間の個人経営体の大規模な離農を防ぐことは難しく、中核的経営体をいかに育成するかが鍵となる。この点から、我が国の農業の課題を整理すると次の通りである。

### ① 農業を事業として継続する意思のない主体による農地の保有

我が国の農家数は2020年現在325万戸であるが、販売農家の割合は32%に過ぎず、自給的農家が22%、全く農業に従事していない土地持ち非農家が46%になっている。販売農家、自給的農家数はこの15年間で減少傾向にある一方で、土地持ち非農家が増加している。<sup>3</sup>

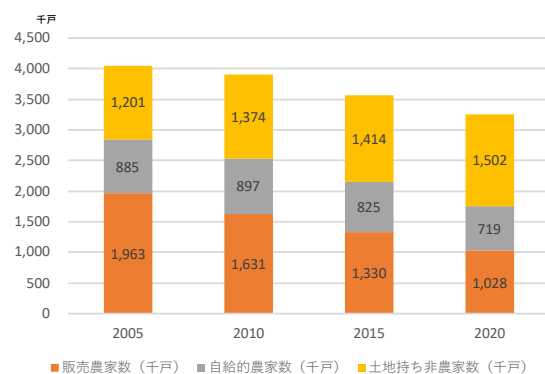
2020年現在、土地持ち非農家の所有面積は、総農家の所有面積272万haの28%にあたる78万haに達している。今後自給的農家も農業を辞めて土地持ち非農家になることが想定される。土地持ち非農家は、相続などを通じて次第に不在地主化していき、今後の農地集積を困難にしていくことが想起される。

現在その農地のほとんどは担い手に賃貸されているものの、このまま土地持ち非農家の増加を許容していいのであろうか。

### ② 農地の集約化、区画拡大の遅れ

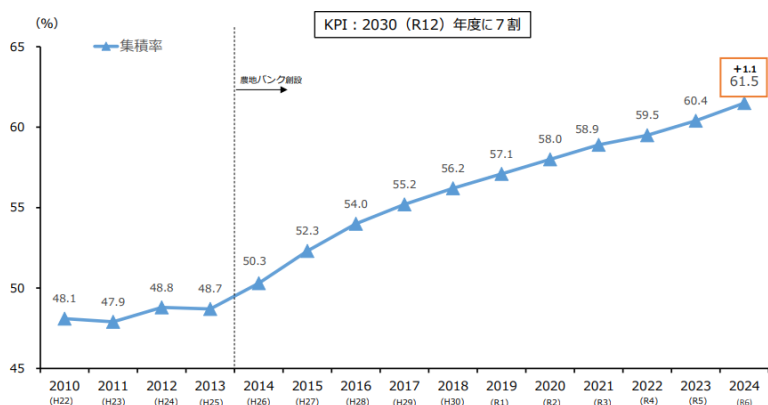
農業経営の大規模化を推進するために、農地中間管理機構が2014年より順次都道府県に設置され、農地の集約化を進めている。2030年までに担い手<sup>4</sup>への集積率を7割にすることを目標としているが、2024年度末で61.5%であり、一層の努力が必要である。担い手への集積率は高まっているものの、当初想定した農地の集約化、区画拡大は不十分である。担い手の多くは分散した圃場を広域で耕作している状況にある。農地交換、集約化は容易ではない。

図表8 農家構造の推移



(出所) 農林水産省「農林業センサス」

図表9 全耕地面積に占める担い手の利用面積のシェアの推移



(出所) 農林水産省(2025)「担い手への農地集積の状況」

<sup>3</sup> 農林業センサスでは農業経営体ではなく、農家に絞った統計しかとっていないため、ここでは農家について論述した。

<sup>4</sup> ①認定農業者、②認定新規就農者、③集落営農、④基本構想水準到達者

③ 農業基盤施設の老朽化

基幹的農業水利施設は、戦後から高度経済成長期にかけて整備されたものが多く、老朽化が進行している。標準耐用年数を超過している施設数・延長は、基幹的施設が 58%、基幹的水路が 48%を占めている。

10年後の農業基盤施設の老朽化の進行は、担い手の減少に拍車をかけることにもなりかねない。

④ スマート農業の推進

ロボットトラクター、ドローン、水管理システム、ハウス等の環境制御システム、経営・生産管理システム等スマート農業技術はこの数年で実用化されてきた。

2024年には、「スマート農業技術活用促進法」も制定され、さらなる活用が期待されている。日本政策金融公庫の融資先に対する調査<sup>5</sup>によると、スマート農業について導入済は45%となっている。農作業の効率化や品質・収量の向上、農薬等の資材の使用削減等で効果を実感する一方で、初期費用やランニングコストが高いこと、データの活用が難しいことがあげられた。小規模農家での活用は難しく、中核的経営体によるスマート農業技術の徹底的な活用が望まれる。

⑤ 若年新規就農者の減少

近年、政府、地方自治体、民間人材会社をあげて、新規就農者のリクルーティングに力を注いでいるものの、図表 11 に示すように、新規就農者の多くは 50 代以上で、49 歳以下の若年新規就農者はむしろ減少傾向にある。全国各地にある農業高校や農業系大学からの新規就農率は数%に過ぎない。

個人で新規就農を図るには、資金、農地、技術、ネットワークなど越えなければならないハードルが多くある。団体経営体への就職を図るにしても、満足な待遇、処遇が用意できない経営体が多い。

⑥ 経営者の養成

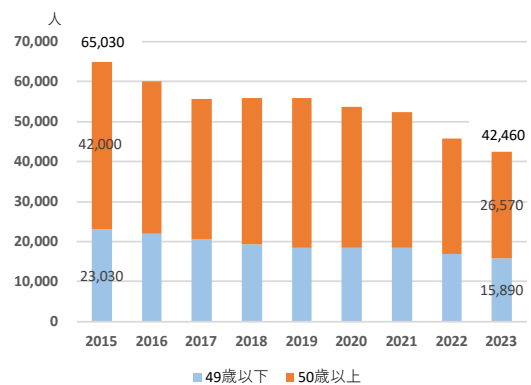
中核的経営体の成長を図るためには、農業を成長するビジネスと捉え、さまざまなアイデア、手法、ネットワークを駆使し、組織をマネジメントする経営者の育成が重要となる。当然ながら既存の農業者が法人化し、徐々に経営ノウハウを身につけ経営規模を拡大していくことも必要であるが、異業種からの参入を増やすことも重要と考える。

図表 10 基幹的農業水利施設における標準耐用年数の超過状況

基幹的水利施設施設区分	2007 (H19)			2023年 (R5)		
	施設数 延長	標準耐用 年数超過	割合	施設数 延長	標準耐用 年数超過	割合
<b>基幹的施設 (か所)</b>	<b>7,268</b>	<b>3,041</b>	<b>42%</b>	<b>7,763</b>	<b>4,535</b>	<b>58%</b>
貯水池	1,237	104	8%	1,295	133	10%
取水堰	1,949	442	23%	1,976	897	45%
用排水機場	2,801	1,801	65%	3,030	2,401	79%
水門等	1,062	535	50%	1,138	862	76%
管理設備	219	159	73%	324	242	75%
<b>基幹的水路 (km)</b>	<b>48,570</b>	<b>12,033</b>	<b>25%</b>	<b>52,073</b>	<b>24,902</b>	<b>48%</b>

(出所)農林水産省農村振興局水資源課(2025)「農業水利をめぐる課題と対応」

図表 11 新規就農者数の推移



(出所)農林水産省「新規就農者調査」

<sup>5</sup> 日本政策金融公庫(2025.3)「農業景況調査(令和7年1月)～特別調査:スマート農業について～」対象:融資先 6,889 先

### 第3章 中核的経営体育成に向けて農政の変化への期待

#### 1) 中核的経営体育成に向けての地方自治体の先進的取組

個人経営体の減少について地方自治体も危機感を持っている。特に、水稻栽培において、有力な担い手には徐々に農地が集約されているが、それを短期間で加速し、メガファームを形成する動きがみられる。

福井県においては、2014～2018年に概ね100ha規模の大規模営農組織(メガファーム)の育成事業に取り組んだ。その特徴は、農業革新支援専門員、農林総合事務所、農業試験場、JA等で「メガファーム育成技術解決チーム」を設置し、団体経営体に農地を集積・集約し、経営規模拡大による低コスト化を総合的に支援したことである。福井県では、2021年までに農業共済組合と共同で県内全域に農業用のGPSの基地局を設置し、農機の自動運転やドローンなどを使いやすくしたことも特筆される。その結果、2013年にわずか2経営体であったメガファームが2024年には24経営体に増加した。

茨城県の取り組みも興味深い。儲かる農業の実現に向け、農地の集積・集約化の推進、スマート農業の実現のために、「茨城モデル水稻メガファーム育成事業」が2018年度から始まった。予算規模は3億円/3か年であった。事業実施市町村として、結城市、潮来市、稲敷市、河内町が手を挙げ、市町村内の狭域において、中核的経営体を定め、農地中間管理機構を通じて農地の賃貸借を行い、農地の集積・集約化を行った。対象経営体は30～40haの経営規模を持つ法人とし、3年間で100ha以上にすることを目指した。事業を推進するための支援策は次のとおりであった。

- ① 農地貸付協力金:貸付に協力した農地所有者に、1回に限り上限8万円/10反を交付。農地中間管理機構に協力する協力金にプラスされるが、本事業単独で受け取った者が多い。効果は大きかった。
- ② 農地集約化奨励金:農地交換をする耕作者に対し、2万円/10反を交付。
- ③ ICT等先端技術導入支援:国の補助事業(1/3～2/3)を活用した者に対して1/6を上乗せ補助。
- ④ 県(集積担当、普及担当、研究機関)、市町、農地中間管理機構等で、推進チームを設置。適宜集まり、調整を図った。
- ⑤ 国の農地中間管理機構事業費を活用して、本事業専属の「農地集積推進員」を雇用し、各市町に2名ずつ駐在させ、地権者や耕作者との調整にあたった。公益社団法人茨城県農林振興公社(農地中間管理事業の実施機関)の名刺を持って活動した。

結果的に、3年間で3つのメガファームが生まれた。その後、2022～2024年度に、後継事業となる「農地集約型大規模水田経営体育成加速化事業～新メガファーム事業」が実施された。農地貸付協力金は4万円/10反と減らし、他の支援内容は同じであった。その結果、4つのメガファームが誕生した。

福井県、茨城県の事例からメガファーム形成の示唆としては、次の3点があげられる。1点目は、県が総意としてメガファームの形成を推進することを明らかにすること、2点目は農地中間管理事業のスキームを活用しつつ、狭域のエリアにおいて地権者、耕作者を調整する専任スタッフが重要であること、3点目は経営、技術、スマート農業の推進などについて、総合的に支援していることである。

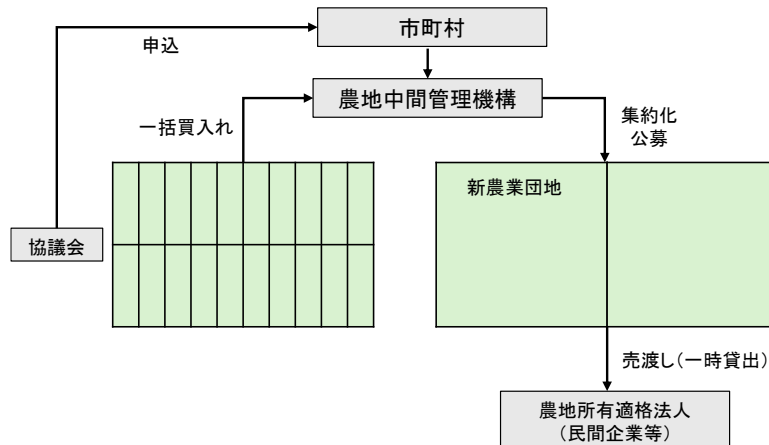
2) 中核的経営体育成に向けての方策

第1章で、趨勢的に団体経営体数は拡大していくと推計したが、地域の農業を持続的に牽引する中核的経営体の育成は福井県や茨城県の事例で分かるように相当の努力が必要である。中核的経営体育成に向けて今後の農政に期待する施策は次のとおりである。

(1) 農地中間管理機構による農地の中間的保有、集約化、売却機能の拡充

農地の集約化、区画拡大の遅れについて第2章で指摘したが、担い手への農地のあっせんを行う農地中間管理機構の役割は大きい。農地中間管理機構は、出し手農家の希望に応じて、農地を借入れもしくは買入れし、一時保有を行い、借り手に貸出しもしくは売渡しを行う。2024年度の実績では、借入面積63,481haに対して買入面積は8,337haに留まっている<sup>6</sup>。受け手農家が現れず、機構が農地を長期間保有するリスクを避けるためだと思われるが、前述した土地持ち非農家や自給的農家の増加に対応するために、市町村と連携し、基盤整備がなされた農用地区域内農地等を積極的に買入れ、集約化した上で、既存法人や新規参入を希望する民間企業等に売却し、中核的経営体を育成する新農業団地とすることが期待される。これにより、既存法人や民間企業等は、農地の権利調整に手間取ることなく、持続的な農業経営が可能になる。

図表 12 新農業団地形成のイメージ



(出所)野村證券フード&アグリビジネス・コンサルティング部作成

(2) 農地集積推進員の確保と中核的経営体育成支援チームの形成

農地の集約にあたっては、前述した茨城県での事例のように、積極的に地域での対話を促し、権利調整を図る専門スタッフが必要である。

農地集積に知見のある者を農地中間管理機構の職員(時限付雇用も可)として、府県の農林事務所<sup>7</sup>ごとに配置し、重要な地域を対象に、積極的に中核的経営体育成に向けて、農地を集積させる活動を推進することが望まれる。

図表 13 農地集積推進の業務イメージ

- ・相談窓口対応
- ・説明会等への参加・事業説明等
- ・農地中間管理事業に関する普及啓発活動
- ・契約締結に関する業務
- ・農家・関係団体等との連絡調整
- ・中核的経営体の育成支援
- ・農地中間管理事業に関する事務処理

(出所)野村證券フード&アグリビジネス・コンサルティング部作成

<sup>6</sup> 農林水産省(2025.7)「農地中間管理機構の実績等に関する資料(令和6年版)」

<sup>7</sup> 府県内を分割して配置している農政担当部局の支局。農林事務所、農林振興センター、農林振興事務所など呼び方は府県によって異なる。

各市町村に配置されている農地利用最適化推進委員とも連携すれば大きな戦力となろう。

### (3) 民間企業の農業参入への積極的支援

2025年9月に農林水産省は、改正農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画<sup>8</sup>の策定状況(2025年4月末現在)を公表した。それによると、10年後を見通した地域計画区域内の農用地等の面積は422万haで、将来の受け手が位置付けられていない農地面積は約3割、134万haというショッキングな結果であった。単純にメガファームの経営規模を100ha/社と考えたとしても、1万社以上のメガファームが必要となる。

地域計画は、市町村、農業者・農業委員会・農地中間管理機構・JA・土地改良区等の関係者による話し合いを重ねて策定されたもので、既存の生産者だけでは農地は利用できないということが明らかになった。

このため、今後は積極的に民間企業を地域に呼び込むことが求められる。これまで野菜生産については多くの民間企業が参入してきたが、図表14に示すように、多くの農地を活用する稲作事業への参入は限定的である。担い手が位置付けられていない農地を対象に、積極的に民間企業を誘致し、支援することが期待される。

図表 14 民間企業の主な稲作等農業参入事例

企業名	本社	稲作営農地	設立(稲作開始)年	母体企業	業種	耕地面積(ha)
田中ファーム	上越市	上越市	1990年代	田中産業(株)	土木・運送	340
(株)和仁農園	高山市	高山市	2000	和仁建設(株)	土木・運送	33
(株)らいむ工房	国東市	国東市、豊後大野市	2010	佐藤建設(株)	建設	145(2022)
山陽 Amnak(株)	三木市	三木市	2011	-	内装工事	31
アルプス運輸建設(株)	松本市	松本市	2013	-	運輸	46
(株)NKファーム村上	村上市	村上市	2014	(株)新潟クボタ	農機販売	13
イオンアグリ創造(株)	千葉市	羽生市	2009(稲作は2015)	イオン(株)	スーパー	30
(株)NKファーム新潟	新潟市	新潟市	2015	(株)新潟クボタ	農機販売	17
(株)Amnak	養父市	養父市	2015	山陽 Amnak(株)	内装工事	20
(株)メイドイン京都	亀岡市	亀岡市	2015	丹山酒造(有)	酒造	14
(株)フレッシュファームちば	市原市	市原市	2018	(株)千葉銀行	金融機関	11
プレナスファーム	東京都中央区	山形県三川町、加須市、宇佐市	2021	(株)プレナス	中食・外食	65
(株)オプティム・ファーム	東京都港区	栃木市、宇都宮市、高萩市	2023	(株)オプティム	IT	20
(株)神明アグリイノベーション	加須市	加須市	2023	(株)神明	コメ卸	-
(株)株式会社ブルーシード新潟	長岡市	長岡市	2024	(株)ヤマタネ	コメ卸	30

(出所)各社HP等より野村證券フード&アグリビジネス・コンサルティング部作成

### (4) 民間企業の農地取得を可能に

農地所有適格法人の議決権要件に関してはこれまで継続的に審議され、緩和もされてきた。また、国家戦略特区で養父市に限定的、時限的に適用された「民間企業による農地取得」は、2023年9月から構造改革特区に移行されたが、これまで他地域で活用されてはいない。

実際に民間企業が農業参入する場合、必ずしも全面的に農地を所有する必要はないものの、植物工場や園芸施設、加工施設などの用地の確保や土壌改良などの初期投資のために、一定の用地については、地権者やその相続人等との継続的な調整を回避するために、所有しておきたい意向もあろう。

下記のような条件を定め、農地所有適格法人に基づかず民間企業の農地取得を可能にすることも今後の検討課題である。

- ・農地取得にあたって保証金(農地の不適正利用の場合に活用)を地方自治体に納めること。
- ・農地等を適正に耕作、利用していないと地方自治体が認めた場合には当該地方自治体へ所有権を移転する旨の書面による契約を締結していること。
- ・地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うこと。
- ・業務執行役員等のうち1人以上が耕作等に常時従事すると認められること。
- ・農業を継続できない場合、原状復帰し、その費用は当該企業が負担すること。

<sup>8</sup> 農林水産省(2025.9)「地域計画の策定状況(令和7年4月末時点)」  
[https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/attach/pdf/chiiki\\_keikaku-165.pdf](https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/attach/pdf/chiiki_keikaku-165.pdf)

## おわりに

本論は近年のトレンドから 2035 年の趨勢的な経営体の状況を推計し、我が国の農業の持続的発展に向けては、中核的経営体の育成が重要であり、既存経営体の経営規模拡大や企業の参入を誘導することの必要性を述べたものである。当然ながら個人経営体の維持強化は基本であるもののそれに頼ることはできない。農政改革を期待する所である。

## ディスクレーマー

本資料は、ご参考のために野村証券株式会社が独自に作成したものです。本資料に関する事項について貴社が意思決定を行う場合には、事前に貴社の弁護士、会計士、税理士等にご確認いただきますようお願い申し上げます。本資料は、新聞その他の情報メディアによる報道、民間調査機関等による各種刊行物、インターネットホームページ、有価証券報告書及びプレスリリース等の情報に基づいて作成しておりますが、野村証券株式会社はそれらの情報を、独自の検証を行うことなく、そのまま利用しており、その正確性及び完全性に関して責任を負うものではありません。また、本資料のいかなる部分も一切の権利は野村証券株式会社に属しており、電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願い致します。

当社で取り扱う商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等(国内株式取引の場合は約定代金に対して最大 1.43%(税込み)(20 万円以下の場合は、2,860 円(税込み))の売買手数料、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された購入時手数料(換金時手数料)および運用管理費用(信託報酬)等の諸経費、等)をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。商品ごとに手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

国内株式(国内 REIT、国内 ETF、国内 ETN、国内インフラファンドを含む)の売買取引には、約定代金に対し最大 1.43%(税込み)(20 万円以下の場合は、2,860 円(税込み))の売買手数料をいただきます。国内株式を相対取引(募集等を含む)によりご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。ただし、相対取引による売買においても、お客様との合意に基づき、別途手数料をいただくことがあります。国内株式は株価の変動により損失が生じるおそれがあります。

外国株式の売買取引には、売買金額(現地約定金額に現地手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額)に対し最大 1.045%(税込み)(売買代金が 75 万円以下の場合は最大 7,810 円(税込み))の国内売買手数料をいただきます。外国の金融商品市場での現地手数料や税金等は国や地域により異なります。外国株式を相対取引(募集等を含む)によりご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。ただし、相対取引による売買においても、お客様との合意に基づき、別途手数料をいただくことがあります。外国株式は株価の変動および為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

## 野村証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第 142 号

加入協会／日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、  
一般社団法人 第二種金融商品取引業協会